

令和8年度 入札制度の改正等について

1 入札制度の改正

(1) 工事に係る年間発注見通しの公表範囲の見直し

建設物価の上昇等を踏まえた公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令の改正を受け、令和8年度から、公表する工事の概算額の下限を引き上げます。

(工事) (金額は税込)

現行		令和8年度から	
WTO対象		WTO対象	
10億円以上	WTO対象未満	10億円以上	WTO対象未満
4億円以上	10億円未満	4億円以上	10億円未満
1億円以上	4億円未満	1億円以上	4億円未満
5,000万円以上	1億円未満	5,000万円以上	1億円未満
2,500万円以上	5,000万円未満	2,500万円以上	5,000万円未満
250万円超	2,500万円未満	400万円超	2,500万円未満

(測量・設計等) 変更なし

WTO対象	
1,000万円以上	WTO対象未満
250万円超	1,000万円未満

(物品) 変更なし

WTO対象

2 入札制度の運用の見直し

(1) 工事の積算内訳書での労務費等の明記

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正（令和7年12月施行分）を受け、工事の積算内訳書に材料費・労務費・建退共掛金・法定福利費・安全衛生経費の記載が必要です。行の挿入が困難な場合は、余白又は別紙に記載してください。

労務費等の記載がない場合であっても、現時点においては、直ちに入札無効や参加停止等の措置を講じることはありませんが、法律上、記載した資料の提出が義務付けられているため、遺漏のないようにしてください。

(土木積算基準における積算内訳書の例（関係部分抜粋））

法改正前	法改正後
直接工事費	直接工事費
	うち材料費
	うち労務費
共通仮設	共通仮設
共通仮設費	共通仮設費
共通仮設費（率計上）	共通仮設費（率計上）
純工事費	純工事費
現場管理費	現場管理費
	うち法定福利費の事業主負担額
	うち建退共制度の掛金

工事原価	工事原価 <u>うち安全衛生経費</u>
一般管理費等	一般管理費等
工事価格	工事価格
消費税及び地方消費税額	消費税及び地方消費税相当額
工事費計	工事費計

(建築・設備積算基準における積算内訳書の例 (関係部分抜粋))

改正前 (従来)	改正後 (現行)
直接工事費	直接工事費
	<u>うち材料費</u>
	<u>うち労務費</u>
共通費	共通費
共通仮設費	共通仮設費
現場管理費	現場管理費
	<u>うち建退共制度の掛金</u>
	<u>工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額</u> <u>工事原価のうち安全衛生経費</u>
一般管理費等	一般管理費等
工事価格	工事価格
消費税及び地方消費税額	消費税及び地方消費税額
工事費	工事費

(2) 工事の労務費ダンピング調査の実施

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正 (令和7年12月施行分) を受け、令和8年4月入札公告分から、下記のとおり労務費ダンピング調査を実施します。

調査対象	<p>予定価格 (税込) 4億円以上の工事の請負で次に該当するもの。</p> <p>【営繕工事以外】 受注者の積算内訳書の直接工事費 < 本市の設計内訳書の直接工事費×0.97</p> <p>【営繕工事】 受注者の積算内訳書の直接工事費 < 本市の工事内訳書の直接工事費×0.9×0.97</p>
調査方法	理由書の提出を求めます。
調査後の対応	受注者が理由書を提出しない場合又は理由が合理的でないと認める場合、受注者に対し、合理的理由なく労務費を削減しないよう要請するとともに、国土交通省 (建設Gメン) に情報提供します。

(参考) 他のダンピング対策

低入札調査基準価格、失格基準価格	<ul style="list-style-type: none"> 入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合に調査します。 (辞退した場合、入札無効) 【契約内容に適合した履行がされると認める場合】 契約を締結する。ただし、契約保証金の引上げ、前払金限度額の引下げ、中間前払金の除外、技術者の追加配置、同じ種目の一定期間の入札参加制限があります。 【契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合】 入札無効とします。 入札金額が失格基準価格を下回った場合は、入札無効
最低制限価格	<ul style="list-style-type: none"> 入札金額が最低制限価格を下回った場合は、入札無効

(3) 工事（予定価格（税込）5千万円以上）の配置技術者の複数候補を落札後直ちに1人を特定する報告の合理化

工事（予定価格（税込）5千万円以上）の入札においては、入札時点で配置技術者を特定できない場合には、3名を上限として候補者を提出し、落札後に直ちに1名を特定して本市に報告することとしています。

しかしながら、落札者の負担軽減のため、令和8年度から、配置技術者を特定する報告は契約締結後速やかに行うものとします。

	現行	令和8年度から
[落札者決定後直ちに] 配置技術者等1名を特定して報告	落札決定後直ちに任意様式を用いてメール・FAX等で報告 (入札時の候補者のうちの1人であることを本市で確認)	<u>(廃止)</u>
[契約締結後] 配置技術者等を通知	現場代理人等通知書を提出	現場代理人等通知書を提出 <u>(入札時の候補者のうちの1人であることを本市で確認)</u>

3 契約制度の運用の見直し

(1) 電子契約の対象拡大

令和7年4月2日以降、企画総務課契約担当が窓口となって契約を締結するものうち一部については、電子契約によることを可能としています。令和8年4月2日以降、その対象を拡大します（ただし、物品等の調達に係る対象額については、協定適用額見直しに伴うものです。）。

		現行	令和8年度から
対象	工事の請負	(税込予定価格) 1億円超	(税込予定価格) 1億円超
	測量・設計等	(税込予定価格) 1億円超	(税込予定価格) 4,000万円超
	物品等の調達	(税込予定価格) 政府調達に関する協定が適用される額を超えるもの (令和7年度: 3,600万円)	(税込予定価格) 政府調達に関する協定が適用される額を超えるもの (令和8年度: 4,000万円)
受注者が既に利用している電子契約サービス		<ul style="list-style-type: none"> GMOサイン クラウドサイン 	<ul style="list-style-type: none"> GMOサイン クラウドサイン

以上